

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の三（略）</p> <p>十二の四 密集市街地における防災街区の整備に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第百九十七条第一項、第二百三十一条、第二百八十三条第一項、第二百九十四条、第二百九十五条第五項並びに第二百九十八条第四項</p> <p>十三〇二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の八、第四十八条の十九及び第九十一条第一項</p> <p>二十六〇三十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の三（略）</p> <p>十二の四 密集市街地における防災街区の整備に関する法律第三十三条第一項及び第二項、第百九十七条第一項、第二百三十一条並びに第二百八十三条第一項</p> <p>十三〇二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の七及び第九十一条第一項</p> <p>二十六〇三十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>